

携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドラインの改正案 に対する意見及びそれに対する考え方

■ 意見募集期間 : 2020年11月3日(火・祝)から同年12月8日(火)まで

■ 意見提出件数 : 16件 (法人・団体:6件、個人:10件)

■ 意見提出者 :

(意見受付順、敬称略)

	意見提出者
1	一般社団法人テレコムサービス協会
2	株式会社オプテージ
3	株式会社ジュピターテレコム
4	ソフトバンク株式会社
5	KDDI株式会社
6	楽天モバイル株式会社
—	個人(10件)

■ 全般

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 0-1 賛同。		
<ul style="list-style-type: none"> ● MNP 手続きにおける過度の引止め等、自由なサービス選択を妨げる諸課題について早期に解決を図るべきであると考えますので、本ガイドライン案に賛同いたします。 ● 総務省殿においては各事業者が本ガイドラインに基づいて適正に運用しているか注視いただき、課題等が生じていることが確認された場合には、速やかに解決に向けた取り組みを行っていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

■ 3. 番号ポータビリティの実施

(2)MVNOによる番号ポータビリティ

意見 3-1 MNOとMVNOで差を設けることなく同様のルールとすることに賛同。

<p>公正競争や消費者保護の観点で、MNOとMVNOで差を設けることなく同様のルールとなることが必要なため、「今後新規に市場に参入するMVNOにおいても、参入当初から双方向で携帯電話役務の番号ポータビリティを可能とすること」に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
--	-----------------------------------	----------

■ 5. 番号ポータビリティの利用に係る運用及び手続等

(1)利用者負担料金等

意見 5-1 賛同。システムの利用料水準の適正性を検証いただき、低廉化余地等があるのであれば、必要な処置を講じていただくことが必要。

<ul style="list-style-type: none"> ● MNP の利用者負担料金の規程が設定される際には、本ガイドライン案に示された通り、MVNO から MNO へ支払う事業者間の手数料についても見直されることが公正な競争環境の維持に不可欠と考えますので、賛同いたします。 ● 本手数料については事業者間での協議により取り決めることが基本ではございますが、総務省殿におかれましては本ガイドラインの適用開始にあたり実態をご確認いただき、仮に問題が生じていることが確認された場合には、速やかに問題解決に向けた取り組みが行われることを要望いたします。 ● また、事業者負担料金については接続約款に規定するシステムの利用に関する料金も存在し、こちらについても様々な規模の MVNO 事業者が存在し、一定の負担になることから、 	<p>○ 本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 役務利用管理システムのシステム利用料については、接続料の適正化の検証において、その料金水準を確認しており、引き続きその検証の中で注視していくことが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
--	---	----------

<p>事業者によっては経営に大きな影響が及ぶおそれも考えられます。この点、今後システム利用料水準の適正性を検証いただき、低廉化余地等があるのであれば必要な処置を講じていただくこと必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見 5-2 賛同。システム利用料等の接続約款で規定される料金について、今後、低廉化を図っていただくよう要望。</p>		
<p>MNPIに係る利用者負担料金の低廉化にあたっては、MVNOがMNOに支払うMNPに関する事業者間の負担料金についても同時に低廉化が図られることが、公正な競争環境を確保する観点から、不可欠であると考えます。</p> <p>この点、本改正案において、MVNOがMNOに支払うMNPに関する手数料について「利用者負担料金の額と同額以下とすること」と規定いただきましたことから、本規定に沿ってMNOにおいて着実に措置されることを期待いたします。また、MNP手続き等をオンラインで実施する際に必要なシステム利用料等の接続約款で規定される料金についても、今後、適正性を確認いただく等して低廉化を図っていただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。 ○ 役務利用管理システムのシステム利用料については、接続料の適正化の検証において、その料金水準を確認しており、引き続きその検証の中で注視していくことが適当であると考えます。 	無
<p>意見 5-3 MNPの転出手数料に利用者料金として上限を設ける今回の規制は過剰。今回講じられた措置により市場がどのように変化したか等を丁寧に分析や検証することを要望。</p>		
<p>手続きに関する料金等については、原則事業者の判断に委ね、公正な競争環境が歪められた状態であることが明らかな場合にのみ、規制介入されるべきと考えます。「競争ルール検証に関するWG報告書2020(以下、報告書)」では、「引き下げを行うインセンティブが働きにくいという特徴を踏まえ、今般、制度導入後はじめてMNP転出手数料に係るコストを把握し、コストの構造や受付窓口別のコストの状況等を踏まえて整理を行ったもの」との記載がありますが、MNP転出手数料の水準が電気通信市場における料金水準と比べても過剰な水準ではなく、また発生するコストに照らしても過剰な水準ではない等に鑑みると、公正な競争環境が歪められた状況ではないため、MNPの転出手数料に利用者料金として上限を設ける今回の規制は過剰であると考えます。</p> <p>単にスイッチングコストを低下させるということだけでなく、本当に必要な措置か否か等を厳格に検証の上で判断されるべきであり、過剰な行政の規制介入によりかえって市場を歪めることがないようにしていただきたいと考えます。そのためには、今回講じられた措置により市場がどのように変化したか等を丁寧に分析や検証を行っていただき、更なる検討が必要であるのかを見極めていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「競争ルールの検証に関する報告書2020」を踏まえて本ガイドラインの改正を行ったものです。 ○ なお、同報告書において、店頭・電話のMNP手数料については、今後、ウェブも含めたMNP利用数の動向や各受付窓口におけるMNPの受付状況を把握しつつ、コストの状況について適時適切に検証していくことが必要と整理されており、今後、これを踏まえて対応していく考えです。 	無
<p>意見 5-4 賛同。ウェブ手続をより多くの利用者が認知するよう、事業者には周知を義務づけるべき。またウェブへの移行により、MNPコスト全体の低廉化して手数料は無料とすることが適当。</p>		
<p>番号ポータビリティの利用者が負担する料金の額は、無料とする本ガイドラインの改正案に賛同いたします。</p> <p>番号ポータビリティを無料で利用できるウェブ手続をより多くの利用者が認知し、番号ポータビリティコスト全体の低廉化を促進するため、店頭・電話で対応するに際しては、ウェブ手続の案内を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。 ○ MNPを無料で利用できるウェブ手続をより多くの利用者が認知することは重要であり、事業者において積極的に周知に努めることが望ましく、また、MNP利用のウェブへの移行を促すことで、 	無

<p>義務づけるべきと考えます。</p> <p>また人件費等一定のコストが生じる場合があるにも関わらず、電力など他の公共料金や主要国の番号ポータビリティでは店頭・電話についても乗り換えの際の負担がないことが一般的であることから、ウェブへの移行により番号ポータビリティコスト全体の低廉化を実現した後は受付窓口を問わず番号ポータビリティ手数料は無料とすることが適当と考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>MNPコスト全体の低廉化・効率化につなげていくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見 5-5 賛同。ウェブでは完結しない手続の解消に向けた取組への確認・検証が必要。</p>		
<p>利用者の契約内容によりインターネット等を利用する方法では番号ポータビリティ予約番号が発行できない場合があるときは、ウェブサイト等においてこれを明確にしておくとともに、インターネット等において利用が可能となるよう努めることとする本ガイドラインの改正案に賛同いたします。</p> <p>またウェブでは番号ポータビリティ予約番号の発行の手続を完結することができず、電話等の他の窓口に誘導する限定した運用について、合理性があるか、利用者への情報提供が適切に行われているか、限定した運用を解消するよう取り組みがなされているかを販売現場に対する実地調査などを通じ、確認・検証いただけるよう、お願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ ウェブにおいてMNP予約番号の発行の手続を完結することができない場合における対応については、事業者において当該ケースをウェブページで明確にしておくとともに、可能な限りウェブで完結するよう、継続的な努力をしていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 5-6 事業者負担料金について、報告書にあるようにMVNOにおける逆ザヤ状態が生じることのないよう、事業者負担料金の水準が適正であるかを確認し、実態と報告書の趣旨の乖離を防ぐことを要望。</p>		
<p>本ガイドライン(案)の基となる「競争ルールの検証に関する報告書 2020」の87ページ「対応の方向性」において、「当該料金(MNPの手続の件数に応じた料金)を維持したまま利用者負担料金を引き下げるとMVNOがMNPを1件処理する毎に、MVNOに相当の赤字が発生する可能性が高いことから、利用者負担料金と連動して、少なくとも利用者負担料金以下となるよう見直すべき」と記載されています。</p> <p>総務省におかれましては、同報告書にあるようにMVNOにおける逆ザヤ状態が生じることのないよう、MVNOとMNO/MVNEとの事業者負担料金の水準が適正であるかを確認し、実態と報告書の趣旨の乖離を防ぐことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>○ 本ガイドライン案において、MVNOが番号ポータビリティを取り扱う件数に応じてMNO又はMVNOに対して負担する場合の料金(接続約款に規定する料金を除く。)の額は、利用者負担料金の額と同額以下とすることとしています。</p> <p>○ なお、事業者負担料金の水準等については注視していくこととします。</p>	<p>無</p>
<p>(3) 利用手続</p>		
<p>意見 5-7 賛同。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ● 簡便で分かりやすいウェブ手続きは利用者利便の向上につながるため、事業者は自主的に改善を図るべきであると考えますので、本ガイドライン案の内容に賛同いたします。また、この他 MNO/MVNO に関わらず、利用者が容易に WEB 手続きを行えるように、利用者のアカウント情報や利用方法等についても各々の事業者は案内・周知に取り組むことが望ましいと考えます。 ● ウェブによる MNP 予約番号発行を 24 時間受け付けることは利用者利便の向上に有効であると考えます。 	<p>○ 本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

【株式会社オプテージ】		
意見 5-8 インターネット等によるMNPに係る申込みについて、MVNOの業務運営とその影響について十分に考慮いただきたい。		
<p>MNP 手続きに関して、利用者が容易にインターネット等で行えるよう、事業者自らが改善を図ることは、利用者利便の向上に資するとともに、スイッチングコストの低廉化につながるものと考えます。</p> <p>また、インターネット等による MNP に係る申込みの受付時間を原則として終日とすることについても、利用者利便の観点から一定の効果があるものと考えます。</p> <p>なお、インターネット等を利用する場合であっても、MNP 予約番号の発行までを終日対応することは困難であるケースが想定されますので、今後、仮に MNP 予約番号の発行までの終日対応を検討される場合においては、MVNO の業務運営とその影響について十分に考慮いただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 本ガイドライン案において、インターネット等を利用する方法による番号ポータビリティに係る申込みの受付時間を原則として終日とすることについては、特別の事情があるMVNOは、総務省の確認を受けた上で規定によらないことができるとしています。</p>	無
意見 5-9 賛同。ウェブにおいては、MNP予約番号の発行以外の手続についても広く24時間の受付が実現しており、24時間でない受付を早急に縮小・廃止していく取組が事業者に求められる。また、申込みについても24時間の受付実現に向けた事業者における自発的な取組が促されるべき。		
<p>インターネット等を利用する方法による番号ポータビリティに係る申込みの受付時間は、原則として終日とすることとされたことについて、番号ポータビリティを利用者が一層使いやすいものとする事で公正な競争の促進にも資することから賛同いたします。</p> <p>一方で令和 2 年 10 月 27 日に公表された「競争ルールの検証に関する報告書 2020」において、上記原則の例外として、ウェブにおいて、新規契約、契約内容の変更等の利用者に対する一切の手続に受付時間の制限を設けている場合その他個別に合理的な事情がある場合を挙げていますが、ウェブにおいては、番号ポータビリティ予約番号の発行以外の手続については広く 24 時間の受付が実現しており、これはモバイル以外の分野においても同様であることを踏まえると、この例外を早急に縮小・廃止していく取り組みが事業者に求められると考えます。</p> <p>また同様に、同報告書において、申込みの処理は基幹システムがオンラインとなるまで保留すること、すなわち申込みについては受付時間の制限をすることはやむを得ないものとされておりますが、モバイル通信網が生活基盤を超えた社会基盤へと進化すると見込まれる 5G 時代において、Society 5.0 を支える基盤として様々なリアルデータをリアルタイムで活用するにあたり、受付時間の制限がある状態は、個別に合理的理由があろうとも早期に解消されるべきであることから、申込みについても 24 時間の受付実現に向けた事業者における自発的な取り組みが促されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、合理的な事情等がある場合には例外となりえますが、利用者がMNPを一層使いやすいものとするを目的に、事業者において取組を進めることが適当と考えます。</p>	無
意見 5-10 賛同。MNPIにおけるワンストップ方式は簡易な手続きで利用者利便の向上に大きく寄与することなどから、将来的にはワンストップ方式の実現が望ましいと考える。		
<p>● 課題となっている過度の引き止めは MNP においてツーストップ方式を採用しているために可能な手段であり、利用者の自由なサービス選択を妨げるため、本来、引き止めは実施すべきではないと考えます。一方で、解約に当たっての留意事項や不利益等の説明については確実にを行う必要があると考えます。</p>	<p>○ 本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ ワンストップ方式は、事業者間の乗換え手続が簡易かつ迅速であるほか、利用者の引き止めが起これないなどのメリットがあり、利用者が一層使いやすい手続を目指す観点から、従来か</p>	無

<ul style="list-style-type: none"> ● この点、本ガイドライン案別紙で示された店頭、電話、ウェブ等の各チャネルにおいて、MNP時の対応手順を明確にすることは、利用者が望まない移転元事業者との接触を回避し、かつ、不利益事項等の説明を受けることができるため、本ガイドライン案に賛同いたします。 ● また、MNPにおけるワンストップ方式は簡易な手続きで利用者利便の向上に大きく寄与するうえ、自由なサービス選択を妨げるような過度の引止めを抑制できるという利点が大きいため、将来的にはワンストップ方式の実現が望ましいと考えます。この点、ツーストップ方式について課題が解決できないと判断されれば、早期の利用者利便の向上を図るためにワンストップ方式の導入検討を進めることが必要であると考えますので、総務省殿においては、本ガイドライン案で示されたツーストップ方式の改善による課題解決について、水準および検証期間を予め明確にしたうえで評価いただくことが重要であると考えます。 【株式会社オプテージ】 	<p>らMNPガイドラインにおいて検討課題として規定しています。また、総務省に対しワンストップ化の検討を実施することについての要望も寄せられていること等も踏まえ、ワンストップで実施できる方式の検討について、「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」において取り組むべき事項として掲げているところです。</p> <p>○ 現在、「競争ルールの検証に関するWG」の下に設置される「スイッチング円滑化タスクフォース」においてMNP手続の更なる円滑化に向けた検討が開始されており、今後の対応の在り方等を検討することとしています。</p>	
<p>意見 5-11 MNP利用者が明確な意思表示を行ったと見なす行為等、事業者の創意工夫と公正な競争環境の確保の両立を図ることに十分留意したうえで、引き止めルールを具体化いただきたい。特にMNOにおけるメインブランド・サブブランド間やグループ内での不当な差別的取扱いや競争阻害等についても注視いただき、課題が生じている場合は、速やかに是正の取組を行っていただきたい。また、MNO利用者が可能な限りウェブでMNP手続きが完結するよう見直しが必要。</p>		
<p>市場競争のなかで販売施策に対する政策的制限は限定的であることが望ましいとの考えを前提としつつも、資金力のあるMNOによるMNP転出者への過度な引き止め行為は、実質的に利用者の選択の機会を妨げるおそれがあり、また利用者間の不平等につながることから、各コンタクトポイントにおいて一定程度の歯止めをかけることは必要と考えます。</p> <p>この点、本改正案において、コンタクトポイントごとの具体的な対応手順等を明示いただいたことで、過度な引き止め行為が抑制され、ひいては公正な競争環境の確保に資すると考えます。</p> <p>特に、MNOにおけるメインブランド・サブブランド間やグループ内MVNOにおいて、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないかといった点は、公正な競争環境を確保する観点から非常に重要と考えますので、総務省においては本ガイドライン改正後も運用状況を注視いただき、課題が生じている場合には、速やかに是正に向けた取り組みを行っていただくようお願いいたします。</p> <p>また、自社のインターネット接続サービス以外のインターネットからの手続きができないことや光回線とのセットや複数回線利用などの理由により、インターネット等でのMNP予約番号発行をMNOが拒否することについては、利用者利便を妨げることから、可能な限りインターネット等でMNP手続が完結するよう、手続の見直しを促すことが必要と考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 総務省は、サブブランドが競争環境に与える影響を注視していきます。</p> <p>○ 本ガイドライン案では、利用者の契約内容によりインターネット等を利用する方法ではMNP予約番号が発行できない場合があるときは、ウェブサイト等においてこれを明確にしておくとともに、インターネット等において利用が可能となるよう努めることとしています。</p>	<p>無</p>
<p>意見 5-12 利用者の利益の保護のために支障を生じるおそれがあるとは必ずしも言えないことに鑑み、事前に利用者の同意を得た場合、「自社の料金プランの紹介」、「利益の提供」に加え、「他事業者の説明」も同様の扱いにしていきたい。</p>		
<p>MNP 手続きを検討中のお客様の同意を得た場合、「自社の料金プランの紹介」及び「利益の提供」は行うことができる一方、「他事業者の説明」は一切禁止となっていますが、MNP 移行を迷われているお客様にとって「他事業者の説明」を行うことは有益な情報であると考えています。</p>	<p>○ 「競争ルールの検証に関する報告書2020」を踏まえて本ガイドラインの改正を行ったものです。一般に利用者に対して利用に応じた最適なプランに関する情報を提供することは望ましく、日</p>	<p>無</p>

<p>「競争ルールの検証に関する報告書 2020」(以下、「2020 報告書」という。)においては、「他事業者の説明」は「他の事業者に移行しないこと、すなわち自社に引き止めることを目的とするものではなく、特定の事業者に移行することを目的とするものであり、競争中立的な手段であるとは言いがたく、市場全体としての競争環境に悪影響を与える可能性があることから、禁止すべき。」と示されましたが、当社は特定の事業者に閉じて案内しているわけではなく、他事業者から申し入れがあり協議が整えば、広く受け入れ案内する用意があります。このような取り組みは、2020 報告書に示されたような「競争中立的な手段であると言いがたく」や「市場全体としての競争環境に悪影響を与える可能性」に該当するとは言えないと考えており、お客様に有益な選択肢を提供できることは利用者利便の向上にもつながるものと考えております。</p> <p>したがって、利用者の利益の保護のために支障を生じるおそれがあるとは必ずしも言えないことに鑑み、事前に利用者の同意を得た場合、「自社の料金プランの紹介」、「利益の提供」に加え、「他事業者の説明」も同様の扱いにしていきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>頃からこうした営業活動を行うことは問題ないと考えます。しかしながら、競争ルールの検証に関するWGにおける議論のとおり、利用者がMNPを利用して他事業者への乗り換えをしようとする際に、引き止め行為を行うことは、利用者利益を阻害する恐れがあり、また公正な競争を確保する観点からも問題があると考えます。</p> <p>○ ご指摘の他事業者の料金プランの紹介については、特定の事業者(グループ系列等)に移行することを目的とするおそれがあり、この場合、競争中立的な手段であると言いがたく、市場全体としての競争環境に悪影響を与える可能性があることから、禁止すべきと同報告書において整理されています。</p>	
<p>意見 5-13 賛同。一方、ツーストップ方式における課題は早期に解決されるべきであり、MNP手続に関する具体的な対応の手順等の整理に際しては、各事業者が「明確な意思表示」を利用者に行わせないような潜脱的な行為が行われないか等についても留意いただきたい。</p>		
<p>過度の引き止めをなくすためには本来、不利益なく無条件で、事業者が番号ポータビリティ予約番号の払出しに応じることを義務付けるべきですが、最低限の措置として、明確な意思表示した利用者及びMNP手続検討中の利用者に対する一切の引き止め行為を行わないこと、その前のタイミングにおいても、番号ポータビリティの利用について明確な意思表示した利用者とのMNP手続検討中の利用者に対する手続を区分し、利用者がこれらの区分を容易に判別し選択できるように対応手順をあらかじめ作成する場合は、MNP手続検討中の利用者の同意を得て、自社の料金プランの紹介及び利益の提供を行うことができることとした本ガイドラインの改正案に賛同いたします。</p> <p>一方で引き止めは番号ポータビリティ手続としてツーストップ方式を採用しているために可能な手段であり、ツーストップ方式における課題は須らく早期に解決されるべきものであることから、番号ポータビリティ手続に関する具体的な対応の手順等の整理に際しては下記事項に対応いただく必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各事業者が番号ポータビリティの利用について「明確な意思表示」を利用者に行わせないような潜脱的な行為が行われないようしっかり検証いただくこと ● 本ガイドラインの改正案で示された手続がきちんと行われているか、引き止め行為の実態について調査いただくこと ● ウェブでは番号ポータビリティ予約番号の発行の手続を完結することができず、電話等の他の窓口へ誘導する限定した運用について、合理性があるか、利用者への情報提供が適切に行われているか、限定した運用を解消するよう取り組みがなされているかを確認・検証いただくこと ● 各事業者が可能な限り番号ポータビリティ手続をウェブで完結することで、番号ポータビリテ 	<p>○ 本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、ご指摘の点については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MNP手続に関する具体的な対応の手順等については、総務省において、利用者による明確な意思表示が行われたと判断できる手順等を設けるなど、いわゆる事業者による「抜け道」がないように整理することが適当と考えます。 ・ 本ガイドラインの改正案で示された手続が適切に行われているかは、注視をしていきます。 ・ ウェブにおいてMNP予約番号の発行の手続を完結することができない場合における対応については、事業者において当該ケースをウェブページで明確にしておくとともに、可能な限りウェブで完結するよう、継続的な努力をしていくことが適当と考えます。 ・ MNPコスト全体の低廉化・効率化については、MNP利用のウェブへの移行を促すことで、MNPコスト全体の低廉化・効率化につなげていくことが適当と考えます。 	<p>無</p>

<p>イコスト全体の低廉化・効率化を求めていくための措置を講じること 【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>意見 5-14 利用者利便の観点からMNP予約番号の再取得は極力少なくすることが重要。引き続き注視し、MNP予約番号の有効期限の延長を含めて、検討いただきたい。</p>		
<p>郵送等での SIM のお渡しを中心の MVNO においては、「お客さまからの申込受付」「申込の照査(本人確認等)」「SIM カードの発送・受取」「お客さま側での各種設定」等が完了するまでの期間にイレギュラー処理(例:本人確認書類の不備、不在により荷物受取ができない)が日常的に発生いたします。このような状況について、本改正案にあるとおり、利用者にご理解いただけるよう表示方法等を工夫していくことは重要と考えます。</p> <p>他方、MNP 予約番号の取得を再度やり直すことは利用者の時間的負担が重くなるため、利用者利便の観点から再取得は極力少なくすることも重要と考えておりますので、総務省においては状況を注視いただきつつ、必要に応じて MNP 予約番号の有効期限の延長について検討いただくようお願い申し上げます。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ MNP予約番号の有効期限の延長については、転入時に求められるMNP予約番号の有効期間が足りなければ、再度MNP予約番号の発行を受けることが可能であることから、これを理由にその有効期間を長期化することを求める必要性は低いと考えます</p>	<p>無</p>
<p>意見 5-15 MNP予約番号の有効期間を長期化することは利用者負担の軽減に資する。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ● 番号ポータビリティ予約番号を取得するまでの所要時間について適正に設定し案内することは、利用者利便の向上につながるため、有効であると考えます。 ● 一方、MVNO においては利用者への SIM カードは主に郵送でお渡しするため、本人確認情報の不一致やお客さま不在により荷物受け取りができない等のイレギュラーが発生した場合、SIM カード到着前に契約が切替わる等の影響が生じるおそれがございます。この点、MNP 予約番号の取得から再度やり直すことは利用者の負担につながるため、利用者負担の軽減のため、必要に応じて、MNP 予約番号の有効期間を長期化についてもご検討いただきますようお願いいたします。 <p>【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 上記「意見5-14」に対する考え方のおおりにです。</p>	<p>無</p>
<p>意見 5-16 MNP予約番号を発行した利用者の約3割は、実際には行っておらず、転出までの検討期間も考慮すると15日の有効期限は十分ではなく、長期化することが必要。</p>		
<p>当社 MVNO サービスにおける 2017 年～2019 年の実績によれば、番号ポータビリティ予約番号を発行した利用者の約 3 割は、実際には番号ポータビリティを行っておりません。これは多くの利用者が番号ポータビリティを行うことを意思決定するに先立ち、その検討段階において番号ポータビリティ予約番号を発行していることを示唆すると思えます。予約番号取得から転出までの期間には番号ポータビリティを行うことの検討期間も含まれることを考慮すると、発行時の 15 日の有効期限が利用者利便の観点で十分ではない可能性が考えられます。</p> <p>また令和 2 年 10 月 27 日に公表された「競争ルールの検証に関する報告書 2020」において、番号ポータビリティ予約番号の有効期間が足りなければ、再度番号ポータビリティ予約番号の発行を受けることが可能であることを以て、有効期間を長期化することを求める必要性は低いとあるところ、再発行の手間が大きく利用者利便を損なうからこそ、移転先事業者が転入手続きを行う際、番号ポータビリティ予約番号の有効期間について一定以上の長さを求めていることから、発行時の有効期限を長期化する必要があると考えられます。</p>	<p>○ MNP予約番号の有効期限の延長については、転入時に求められるMNP予約番号の有効期間が足りなければ、再度MNP予約番号の発行を受けることが可能であることから、これを理由にその有効期間を長期化することを求める必要性は低いと考えます</p>	<p>無</p>

<p>加えて番号ポータビリティ予約番号の発行時の有効期間を長期化することによる不利益は利用者にはないこと、事業者においても特段のコスト負担を生じるとは考えられない一方で転出元事業者には有効期間を長期化するインセンティブが働きにくいことから、これを例えば 90 日を中途に長期化するための措置を講じる必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>意見 5-17 ワンストップ方式は、利用者利便の向上の観点から、有益。ワンストップ方式に関するコストが事業者の経営に影響を与える可能性も考えられるので、諸外国における例を参考に必要な検討を十分に行ったうえで、導入を速やかに進めることが必要。</p>		
<p>MNP 手続きのワンストップ方式については、スイッチングコストの低廉化、利用者利便の向上の観点から、有益であると考えます。一方、転出時解約時の注意事項をお伝えする機会がなくなることへの懸念や、ワンストップ方式に関するコストが事業者の経営に影響を与える可能性も考えられますので、諸外国における例を参考に必要な検討を十分に行ったうえで、導入を速やかに進めていただくことが必要と考えます。</p> <p>また、今後、取り組むにあたっては、さらなる利用者利便の向上を図るため、MNP 手続きだけでなく、同時に SIM ロック解除ができるような API やオペレーションをあわせて検討いただくことも効果的と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ ワンストップ方式は、事業者間の乗換え手続きが簡易かつ迅速であるほか、利用者の引き止めが起こりえないなどのメリットがあり、利用者が一層使いやすい手続きを目指す観点から、従来からMNPガイドラインにおいて検討課題として規定しています。また、総務省に対しワンストップ化の検討を実施することについての要望も寄せられていること等も踏まえ、ワンストップで実施できる方式の検討について、「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」において取り組むべき事項として掲げているところです。</p> <p>○ 現在、「競争ルールの検証に関するWG」の下に設置される「スイッチング円滑化タスクフォース」においてMNP手続の更なる円滑化に向けた検討が開始されており、今後の対応の在り方等を検討することとしています。</p>	<p>無</p>
<p>意見 5-18 報告書の整理のとおり、当面は今回の対応の結果を注視することになる認識今後一定の注視期間を経た後、ワンストップ方式の導入可能性について検討を行う必要性が出てきた場合にツーストップ方式の課題だけでなく、優位な点も丁寧に分析や検証を行うよう要望。</p>		
<p>現行方式は、移転元事業者の店舗に加えて電話、ウェブでも受付可能な「ワンストップ(1visit 2contact)」方式を実現しており、移転元事業者と移転先事業者の2箇所を訪問することなく手続きを完了させることも可能となっています。</p> <p>また、「ワンストップ(1visit2contact)」は「ワンストップ方式(1visit 1contact)」に比べて、「お客さまの契約状況に応じた解約時の重要事項説明を確実に実施できる点」、「移転元事業者からお客さまの個人情報等を移転先事業者に渡す課題が生じない点」等で優れていると考え、利便性と消費者保護の両立が可能な方式となっています。</p> <p>なお、報告書でも、「まずはツーストップ方式における課題について改善を進めることとし、こうした対応によっても課題が解決できないと判断されれば、将来的にワンストップ方式の導入可能性について検討を進めることが適当」とあり、当面は今回の対応の結果を注視することになる認識です。今後一定の注視期間を経た後、仮にワンストップ方式(1visit 1contact)の導入可能性について検討を行う必要性が出てきた場合には、現行の「ワンストップ(1visit 2contact)」方式の課題だけでなく、優位な点も丁寧に分析や検証を行っていただきますよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 上記「意見5-17」に対する考え方のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見 5-19 今後のワンストップ方式の導入可能性の検討にあたっては、報告書のとおおり、まずは取り組みの実効性を検証し、更なる課題があると確認した上で検討を進める</p>		

べき。		
<p>2020 報告書においては、「ワンストップ方式においては生じえない又は生じ難いツーストップ方式における具体的な手続等に着眼して課題の改善を進める方法は、ワンストップ方式の導入可能性の検討に比べて、多大な人的、時間的な負担を要さず、その結果得られる成果も同等のものと考えられる。」とワンストップ方式の導入実現までに整理すべき課題が多くあることが確認され、「そのため、まずはツーストップ方式における課題について改善を進めることとし、こうした対応によっても課題が解決できないと判断されれば、将来的にワンストップ方式の導入可能性について検討を進めることが適当である。」と取りまとめられたところです。</p> <p>これまで現行のツーストップ方式の運用を改善してワンストップ方式と同等の利用環境に近づけるための各種措置の検討がなされ、事業者における取り組みが 2021 年 4 月からの実施に向けて現在準備が進められているところです。</p> <p>したがって、今後のワンストップ方式の導入可能性の検討にあたっては、2020 報告書のとおり、まずは 2021 年 4 月に実施される取り組みの実効性を検証し、更なる課題があると確認した上で検討を進めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ ワンストップ方式は、事業者間の乗換え手続が簡易かつ迅速であるほか、利用者の引き止めが起りえないなどのメリットがあり、利用者が一層使いやすい手続を目指す観点から、従来からMNPガイドラインにおいて検討課題として規定しています。また、総務省に対しワンストップ化の検討を実施することについての要望も寄せられていること等も踏まえ、ワンストップで実施できる方式の検討について、「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」において取り組むべき事項として掲げているところです。</p> <p>現在、「競争ルールの検証に関するWG」の下に設置される「スイッチング円滑化タスクフォース」においてMNP手続の更なる円滑化に向けた検討が開始されており、今後の対応の在り方等を検討することとしています。</p>	無
意見 5-20 賛同。ワンストップ方式等の検討を着実に進めることを強く希望。		
<p>番号ポータビリティに係る利用手続の全てをワンストップで完了できる方式(いわゆる「ワンストップ方式」)についても引き続き検討することとする本ガイドラインの改正案に賛同しますとともに、「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」に基づく、ワンストップ方式等の検討を着実に進めていただけますよう、強く希望いたします。</p> <p>本方式の導入によってツーストップ方式に起因する、引き止めのほか、番号ポータビリティ予約番号発行の受付時間、番号ポータビリティ予約番号取得までの所要時間、番号ポータビリティ予約番号の取得までの煩瑣な手続等の課題が網羅的に改善されることが期待される一方で、システム改修等のコストや時間、関係事業者間での個人情報の適切な管理、解約に関する重要事項説明等の確保等が導入に向けた課題として「スイッチング円滑化タスクフォース」における事業者間協議事項として挙がっております。当社においても、事業者間協議を精力的に行い導入に向けた検討に積極的に協力することで、利用者利便の一層の向上に貢献して参る所存です。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ その他については、上記意見「5-19」に対する考え方とおおります。</p>	無

■ 6. 本ガイドラインの適用等

(2) その他

意見 6-1 賛同。

<p>様々な事業規模・事業形態のMVNOが存在するところ、インターネット等でのMNP手続きの実施や、その際の受付時間の終日化について、それに対応することで経営に影響を生じうる場合や対応に時間を要する場合等が想定されますことから、本改正案のとおり例外措置を設けていただくことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p>	無
--	-----------------------------------	---

■ その他

<p>意見 7-1 機種代金の大幅な割引をするほうがユーザーにとってはメリットが大きい。機種を購入した際に支払う手数料3,000円の無料化が望まれる。</p>		
<p>MNP 転出手数料の無料化は、他のキャリアに乗り換えるきっかけにはなりません。以前のように機種代金の大幅な割引をするほうがユーザーにとってはメリットが大きいからです。機種代金の割引を制限したのは、キャリアの料金は4割下がることがなかったので意味がないですね。値引きにより、他のキャリアが魅力なら MNP が促進されるでしょう。アメリカでは、機種代金が無料になるところもあります。</p> <p>値引きの制限を行ってから、MNP をする人が減ったように思います。</p> <p>乗り換え手数料を無料家より、機種を購入した際に支払う手数料 3,000 円の無料化が望まれます。一部ネットでの契約では無料化が進んでいますが、一部に過ぎません。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 7-2 転入側の手数料も原則無料にしてほしい。現行プランの値下げを強く指導して公正な価格競争を促すべき。</p>		
<p>転出側の手数料原則無料が良いが、転入側の手数料も原則無料にしてほしい。</p> <p>今まで、両方で¥6000 も負担させられていた。</p> <p>本件とは別だが、料金値下げが叫ばれる中で、UQとYmobileが発表したプランは通信容量をあまり使わないユーザにとっては無意味。あたかも安くなった様にあの手この手で見せかけているだけ。現行プランの値下げを強く指導して公正な価格競争を促すべき。あっちがやればこっちも同額でみたいな値下げが競争になっているとは思えない。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 7-3 端末のスイッチングコストについても考慮する必要がある。</p>		
<p>MNP の円滑な実施については、MNP 制度を変えるだけでなく、端末のスイッチングコストについても考慮する必要がある。</p> <p>現在、各通信キャリアで販売されている Android 端末の大半は、販売する通信キャリアが使用する周波数のみしか対応しておらず、たとえ SIM ロック解除を行なって、端末そのまま違うキャリアで通信や通話を行おうとしても、通信できるエリアが極端に狭くなったり、VoLTE での通話ができないという問題が発生する。特に後者は 3G 通信が 5 年以内に終了することを鑑みると、スマートフォンで音声通話ができなくなるという事態になりかねず、大いに問題である。</p> <p>また、特定の通信キャリアのみしか取扱いしないような端末(例:KDDI(株)が発売する Galaxy Z Fold 等)を使用したいと思っても、そのキャリアでしか使えないような通信の最適化(対応する周波数等)が行われており、MNP 等で違うキャリアに移動したいと思っても、先述した問題が発生する懸念がある。</p> <p>総務省において、通信と端末の分離政策が行われているが、販売方法が通信けいやくと端末販売に分離した(月々サポート廃止等)のみで、依然としてキャリアがスマートフォン端末を仕入れ、特定のキャリアのみでしか販売しないというキャリア主導型の端末販売が行われている以上、いくら MNP がしやすくなったとしても、端末を買い換える必要がある以上、スイッチングコストが発生</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>するため、積極的に MNP をするユーザーは増えないのではないかと考えられる。</p> <p>MNP をしやすくするためには、スマートフォン端末の販売構造をまず変える必要があり、そのためには、特定のキャリアに依らない SIM フリー端末(ここで言う「SIM フリー端末」は、キャリアのカスタマイズが入っていないメーカー直販のスマートフォンを指す)の拡充や、通信キャリアでの SIM フリー端末の販売、そしてキャリアの SIM フリー端末を用いての MNP(いわゆる「持ち込み MNP」)を積極的に行う必要があると考える。特に、後者の「持ち込み MNP」については、通信キャリアが大々的に謳っていないせいもあり、やり方が複雑というイメージがある上、各通信キャリアのショップ(代理店)で行おうとしても、端末販売をしないということから、キャリアからのインセンティブが入らない一方で人件費が嵩むことから、ショップでの MNP 作業を拒否される事例も発生している。</p> <p>今回のMNPに関わるスイッチングコストを下げるには、まず端末自体のスイッチングコストを下げる必要があり、そのためには、通信と端末の分離の一層の厳格化、すなわち特定キャリアに依らないSIMフリー端末の拡充を、端末メーカーにも働きかけていく必要があり、このことについては、早急にガイドラインを策定・改訂して、実行していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>		
意見 7-4 大手キャリアからワンストップで乗り換えられるようにするべき。消費者のITリテラシーを高めるべき。		
<p>MVNO のシェアを高めモバイルサービスの競争を促す為に、大手キャリアからワンストップで乗り換えられる様に早期に実現して頂きたい。</p> <p>また、消費者側の MVNO への理解を深め、必要以上に高額な通信料金を支払い続けている方を救う為、総務省など、中立的立場の組織が主催してスマホの契約に関する講習会を行い、消費者の IT リテラシーを高め、通信事業者の選択肢が多数ある事を多くに認知される事を目指してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>	<p>○ ワンストップ方式は、事業者間の乗換え手続きが簡易かつ迅速であるほか、利用者の引き止めが起こりえないなどのメリットがあり、利用者が一層使いやすい手続きを目指す観点から、従来からMNPガイドラインにおいて検討課題として規定しています。また、総務省に対しワンストップ化の検討を実施することについての要望も寄せられていること等も踏まえ、ワンストップで実施できる方式の検討について、「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」において取り組むべき事項として掲げているところです。</p> <p>○ 現在、「競争ルールの検証に関するWG」の下に設置される「スイッチング円滑化タスクフォース」においてMNP手続の更なる円滑化に向けた検討が開始されており、今後の対応の在り方等を検討することとしています。</p> <p>○ その他の部分については、参考として承ります。</p>	無
意見 7-5 家族割や光割の適用がある場合にMNP予約番号の発行ができないことがあり、実質的にMNPの障壁となっているので、是正の必要がある。		
<p>MNO において MNP 予約番号を発行することが家族割や光割の適用がある場合行えない場合があります。また電話の場合割引を外すために長時間処理にかかる場合があります。実質的に MNP の障壁となっておりますので是正の必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【個人E】</p>	<p>○ 本ガイドライン案に、「利用者の契約内容によりインターネット等を利用する方法では番号ポータビリティ予約番号が発行できない場合があるときは、ウェブサイト等においてこれを明確にしておくとともに、インターネット等において利用が可能となるよう努めること。」と規定しています。</p>	無
意見 7-6 引き止めポイントの使用に上限があった。料金が日割りにならなかった。		

<p>転出番号を取るためにソフトバンクのホームページにアクセスしました。しかし、ネットでは転出番号を取得出来ませんでした。電話をしてくださいとなっていたので、ソフトバンクの窓口へ電話しました。</p> <p>ソフトバンクへ電話をしたら、機種変更に引き止めポイントを 15000 ポイント出すというので、一旦引き下がりました。そして何故か機種変更用に 20000 ポイントもつき、35000 ポイントくれました。電話手続きでは、iPhone を一括払い出来ないというので、店頭へ行ってくださいというので店頭へ行きました。すると、店頭では溜まっていた T ポイント 5000 円も引いてくれず、上限は 15000 ポイントしか引けないと言われました。総務省からの通達ですと店頭でも電話でも言われました。それなら何故、35000 ポイントも下さるのか？意味がわかりません。19 年も契約していてそれは無いと思いました。</p> <p>そして、総務省に言いたいのは、ソフトバンクからの転出時、解約になるのに対して月の縛りが無い無制限のプランは「日割りになりません。一月分支払いがきます」と言われたことです。</p> <p>解約手数料とか取らないようになって、結局は抜け道に日割りにしないとか、ネットで手続きをさせないとか、ズルくないか？とソフトバンクに対しては思います。今はキャリアの中で 1 番値段が高いのに。</p> <p>本当の意味で客に対して、何が安いのか？私には分かりません。乗り換えもけて安いとは言えない。もちろん今回、ソフトバンクのあまりの高さに docomo に変わりますが、まだ docomo のほうが値段的にも親切だと思います。</p> <p>酷いキャッシュバックさえやめてくれたら、それで良かったのに、高い通信料に対して、本体代金も値引きをさせない、でもバッテリーの持ちは 2 年ぐらいで悪くなるわけです。確実に通信料を下げないなら、私は本体代金ぐらいは値引きして販売しても良いのではないかと。思います。</p> <p>そして、長期ユーザーにもその値引きをきちんもしてあげれば電話製造メーカーだって広範囲に恩恵があると思います。</p> <p>パソコンを持ち歩くような値段の機種代は、正直言ってどうか？と思うのです。キャッシュバックは禁止にして、本体の値引きしてもいいじゃないかと思うというのが正直なところ。です。</p> <p>そうでないと、ソフトバンクは日割り解約しないという抜け道を作るだけだし、実際には本体代金</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
--	-----------------------------------	----------

<p>から引けない分を多少通信料を引くと言われましたが、店では言わないが、電話では言う…。おかしいと思うんです。</p> <p>実際、docomo ショップでは私の欲しい携帯が余ったように在庫に残ってました。本当に市場が活性化してるなら、古い在庫ではなくて、新しい在庫が届いているはずです。</p> <p>それとソフトバンクからのアドレスだと、総務省のこの意見にメールが送れない仕様になっています。</p> <p style="text-align: right;">【個人F】</p>		
<p>意見 7-7 全キャリアの全ての契約を安く維持管理できるように違約金廃止及び、テータ契約・音声契約それぞれ最低限すべての人間が無理なく持てる程度に変更できるようにしてほしい。</p>		
<p>携帯電話は、ポータビリティしたくても、国の指導で違約金がなくなったり安くなったのは、現実にはスマホと携帯電話のみなのをご存じですか？</p> <p>携帯キャリアは従来スマホや携帯の機種変更や新規契約の際に、お得感と割引を利かすためにタブレット等を無料で使えるもしくは安く使えるという事をうたい文句にセット販売していました。その頃に契約した契約は、AUの場合で電話が2年縛り+タブレット3年縛りで絶対違約金から逃げられない契約状態になっているのです。</p> <p>国が違約金をやめなさいと言ったのは電話回線についてなので、携帯各社は急ぎ電話についての違約金は廃止もしくは1000円程度に変更できるプランを出してきました。</p> <p>ですが、電話+タブレットでセット契約をさせられている場合。</p> <p>電話を違約金のないプランに変更すると、タブレットはスマホプランに変更できないため電話を新プランに変えたと同時にセット割引が消え同月よりタブレット側で高額請求が上がる仕組みになっているのをご存じでしょうか？</p> <p>また、テザリング及びWifi、格安SIM等の普及により、キャリアを移れば安価に通信を継続できるようになった昨今、スマホの違約金はかからなくてもセット側のタブレットで基本使用料の月額が2倍から3倍程度に跳ね上がり、尚且つ、タブレットの解約には2~3万の違約金が設定されているのにポータビリティの3000円程度を廃止もしくは安価にしたところで、3年契約のタブレットがネックで新プランへの変更のしようがないのが現実です！</p> <p>通信事業を成長させるために5Gなど新しい企画に代わるのは、国の成長戦略に沿ってるのかは知りませんが、3Gからスマホに変えるのが怖いのは身の回りで多くの方に、こういった携帯各社の恐ろしい請求がなされてきたからです。菅さんの携帯料金が高いという言葉を受けて携帯各社が出したプランは、結局根本解決にはつながっておらず、見えないところでバレないように高額請求が当たり前で継続しています。ポータビリティ無料化は助かりますが、その前に全キャリアの全ての契約を安く維持管理できるように違約金廃止及び、テータ契約・音声契約それぞれ最低限すべての人間が無理なく持てる程度に変更できるようにしてください。結局貧乏人はがんじがらめで動けない。本当に生活がギリギリの人はほとんどが電話をやめて行っています。現実を見てほしい！！</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

	【個人G】	
意見 7-8 LTEバンドロックはSIMロック解除した後は禁止してほしい。		
<p>ドコモ、AU、ソフトバンクが販売している Android スマホ(特に Galaxy)では、相手キャリアの LTE の主要なバンドを使えないようにロックをかけています。このため SIM ロックを解除して MNP しても十分な性能で使えません。</p> <p>このような LTE バンドロックは SIM ロック解除した後は禁止してください。</p> <p style="text-align: right;">【個人H】</p>	○ いただいた御意見については、参考として承ります。	無
意見 7-9 MNP転出手数料にメスを入れたことはとてもよいことだと思う。3Gから4Gに乗り換える時に、過剰なインセンティブを設けている事例があり、この対策も検討してほしい。		
<p>根拠なく携帯事業者が徴収している MNP 転出手数料にメスを入れたことはとてもよいことだと思います。</p> <p>また、一連の法改正で、携帯乞食と呼ばれる契約・解約を繰り返して、加入キャンペーン等による利ザヤを得る者が減ったのはとても良いことだと思います。</p> <p>なお、今でも脱法的に、3G から4G に乗り換える時に、過剰なインセンティブを設けている事例があり、これが残存する携帯乞食の収入源になっています。</p> <p>こうした穴を塞ぐ方策も検討願います。</p> <p style="text-align: right;">【個人I】</p>	○ 本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。	無
意見 7-10 MNP手数料を無料とすることに反対。		
<p>以下、意見を行う。</p> <p>>5 番号ポータビリティの利用に係る運用及び手続等</p> <p>>(1) 利用者負担料金等</p> <p>>1 利用者負担料金</p> <p>まず最初に「番号ポータビリティの利用者が負担する料金の額は、無料とすること。」としてある事について、反対である。</p> <p>対面や電話による方法以外の手続きにおいても、有料と出来るようにすべきはずである。(もちろん、最終的には事業者の裁量によるのではあるが。しかし国はこれを可能とすべきはずである。)</p> <p>また、国民としては、この手続きについて、むしろ無料として扱われたくないという意見を行っておく。</p> <p>もし無料であると、それはその手続きに問題があった場合の民事責任を求める事が困難になるのであるが(金銭的被害が存在しないとなるので。)、それは望ましくないはずである。その回避のためには、100 円でも 1 円でもよいので、費用発生があるのが必要であるが、そのために、総務省は、むしろ費用の発生を可能とすべきであると考え。</p> <p>総務省(※1)(あるいは高市早苗元総務大臣であろうか?)は、問題ある意図により、強制的にこの費用を0としたがっている可能性がある(※2)、インターネット等での手続きの場合も、対面や電話による方法と同じく千円内(あるいはより減らして 500 円内等でもよいが)での費用発</p>	○ いただいた御意見については、参考として承ります。	無

生を可能とする事にされたい。(一応述べておすが、費用の発生は、強力な法的責任追及の手段となるものである。)

総務省は、番号ポータビリティの制度運用に際しての、事業者(及び不正行為者)の法的責任の発生機会を全く消失させないように、対面や電話による方法以外であっても、手続きにおける費用発生について可能とされたい。(※3)

意見は以上である。

※1 不正を数多く発生させている省である。少なくとも行政管理局行政情報システム企画課などは実際に不適切な振る舞いを多く発生させているし、また総合通信基盤局などについても、本来であれば電気通信事業者に該当があるはずの大手事業者について、その指導を行っていない。…それによって世の中に多くの不正・不適切な事態が発生している、である(電気通信事業法における電気通信事業者の定めが適用されない場合、公正さはかなり劣るものになる。で、総務省は、日本社会において、故意意図的に、不適切に、その様な状況を、発生させているのである。組織的に意図的に、不正を行っている省庁が、不正を追求するための要素を排除したいので、電気通信に関係して、更に不適切な行政を行っている、という事態は、実際に、総務省に、多数存在すると判断される。(市民がその確認を容易に行える程である。))(なお、セキュリティに関する問題について、行政各所に問題を分散させて責任回避を図った所など、人としても問題があると見る。(が、それが、総務省であろう。))。

※2 総務省がどう言おうが、疑念を抱かれうる存在である事は確定的である。また、0円とする事で民事責任が追求しづらくなる面が存在するのも確定的である。否定は道理的・論理的に不可能である。東大教授や最高裁長官などでも不可能である。

※3 そうしないのは、明らかに、問題ある精神がそうさせるものであると断言する。法務省が自らがサービス提供するインターネット上サービスでの技術面での問題ある状況をカマトトぶって指摘について無視するのも、総務省が法的責任について鑑みた場合の存在すべき法的責任追求の具備を排除するのも、悪質であり、問題ある精神がそうさせるものと見るが、強制的に無料とするのは止められたい。

【個人 J】